仮係数による令和3年度納付金及び標準保険料率の算定結果

平成30年度から県単位化となり、県は、県全体の保険給付費等を見込み、市町村ごとの保険給付費等の必要額から各市町村の納付金を決定するとともに、その納付金を確保するために必要な標準保険料率を提示することとなっている。

1 納付金

納付金の算定にあたっては、納付金の仕組みの導入や算定方法の変更により、被保険者の保険税負担が急激に増加することのないよう激変緩和措置が講じられている。(令和5年度まで継続して実施される。)

激変緩和措置の対象となるかどうかの判断には「一人当たり納付金額」が用いられ、<u>平</u>成28年度決算情報に基づいて計算した金額と令和3年度の試算額を比較して判断することとなっている。

(1) 一人当たり納付金

(円)

	H28 年度 決算額	R3 年度 (激変緩和用 公費投入前)	H28→R3 5か年伸び率 (%)		
射水市	112, 660	123, 204	109. 4		
県全体	117, 836	126, 515	107. 4		

激変緩和用公費投入激変緩和措置

(円)				
R3 年度	H28→R2			
(一定割合	5か年伸び率			
10.5%)	(%)			
123, 021	109. 2			
125, 329	106. 4			
T- 0 H H / Th	+\\ 100 H=0 H			

令和2年度(確定)122,472円 (前年度比 +549円)

令和3年度は、仮係数時では 15.8% 【過去5か年分の自然増(13.8%)+ δ (2.0%)】を一定割合として、激変緩和措置が実施された。射水市は激変緩和用公費投入前の伸び率が一定割合を下回ったため、激変緩和措置の対象外となったが、激変緩和の対象が2市町にとどまったため、激変緩和用公費の残額が投入されたことにより県全体の一定割合が15.8%から10.5%に引き下げられ、結果として射水市は9.2%増の伸びに抑えられた。

(2) 射水市納付金 ※被保険者数(見込)16<u>,570</u> 人

射水市	(激変緩和用公費投入前) 2,041,489 千円
	R3 年度

激変緩和用公費投入

R3 年度 (一定割合 10.5%) **2,038,456 千円**

令和2年度(確定) 2,037,441千円 (前年度比 +1,015千円)

しかしながら、今回の仮係数では、新型コロナウイルス感染症の影響により現時点で推計値を示すことが困難な数値については昨年度の確定係数を使用することとされたため、例年より仮係数と確定係数にずれが生じる可能性があることに留意が必要である。

2 標準保険料率

納付金等に充てるために本来必要となる国民健康保険税総額を確保するため、県が参考として示す保険料(税)率で、応能割(所得割)と応益割(均等割+平等割)の割合は原則どおり 50:50となっている。

	医療分			後期高齢者支援金等分		介護納付金分				
	医療費	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
	指数	%	円	円	%	円	円	%	円	円
県全体	0. 959	6. 52	38, 149	_	2. 55	14, 544	_	2. 25	16, 033	
射水市	0. 949	6. 54	26, 849	18, 338	2. 56	10, 276	7, 019	2. 30	11, 526	5, 777
射水市現行		6.8	24, 000	24, 000	1. 9	5,000	5, 000	1.2	5, 300	6, 000

県が示す標準保険料率と本市の現行税率には、医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金 分それぞれに乖離がみられる。特に、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の所得割、均等 割は標準保険料率に比べ、低い状況となっている。